産業建設常任委員会審査日程

日　時　　令和５年６月１３日（火）
　　午前９時
場　所　　第１委員会室

～審査内容～

１　議案第４２号　山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について　　（商工）

２　所管事務調査　宇部市・山陽小野田市水道広域化の状況報告について

３　所管事務調査の委員派遣について

４　閉会中の継続調査事項について

【議案第４２号】【経済部商工労働課】

山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

１ 制度概要

○企業が一定の付加価値額を超える投資を行う際に、地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）の支援制度を活用することができる。

○支援措置
・法人税等の課税の特例（国税）
・不動産取得税の課税免除（県税）
・固定資産税の課税免除（市税）※３年間
※課税免除に関して普通交付税での減収補填制度あり。減収額の 3/4。

○支援を受けるには、企業が県に計画を提出し、認定を受け、その後、国の確認を受ける必要がある。

２ 条例改正の内容

○本市においては、固定資産税の課税免除ができるよう山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を定めており、令和５年３月３１日までに対象施設を設置した事業所を対象としている。

○この度、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第２６条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が令和５年３月３１日に公布、令和５年４月１日から施行され、減収補填措置の適用期間が令和５年３月３１日から令和７年３月３１日まで延長となった。そのため、本市の条例もあわせて条例改正を行う。

○条例の３条中「促進区域内において、令和５年３月３１日までに、対象施設を設置した事業者」から、「促進区域内において、令和７年３月３１日までに、対象施設を設置した事業者」に改める。

取水の現状≪宇部市・山陽小野田市≫

山陽小野田市産業建設委員会
令和５年（2023年）６月

山陽小野田市水道局

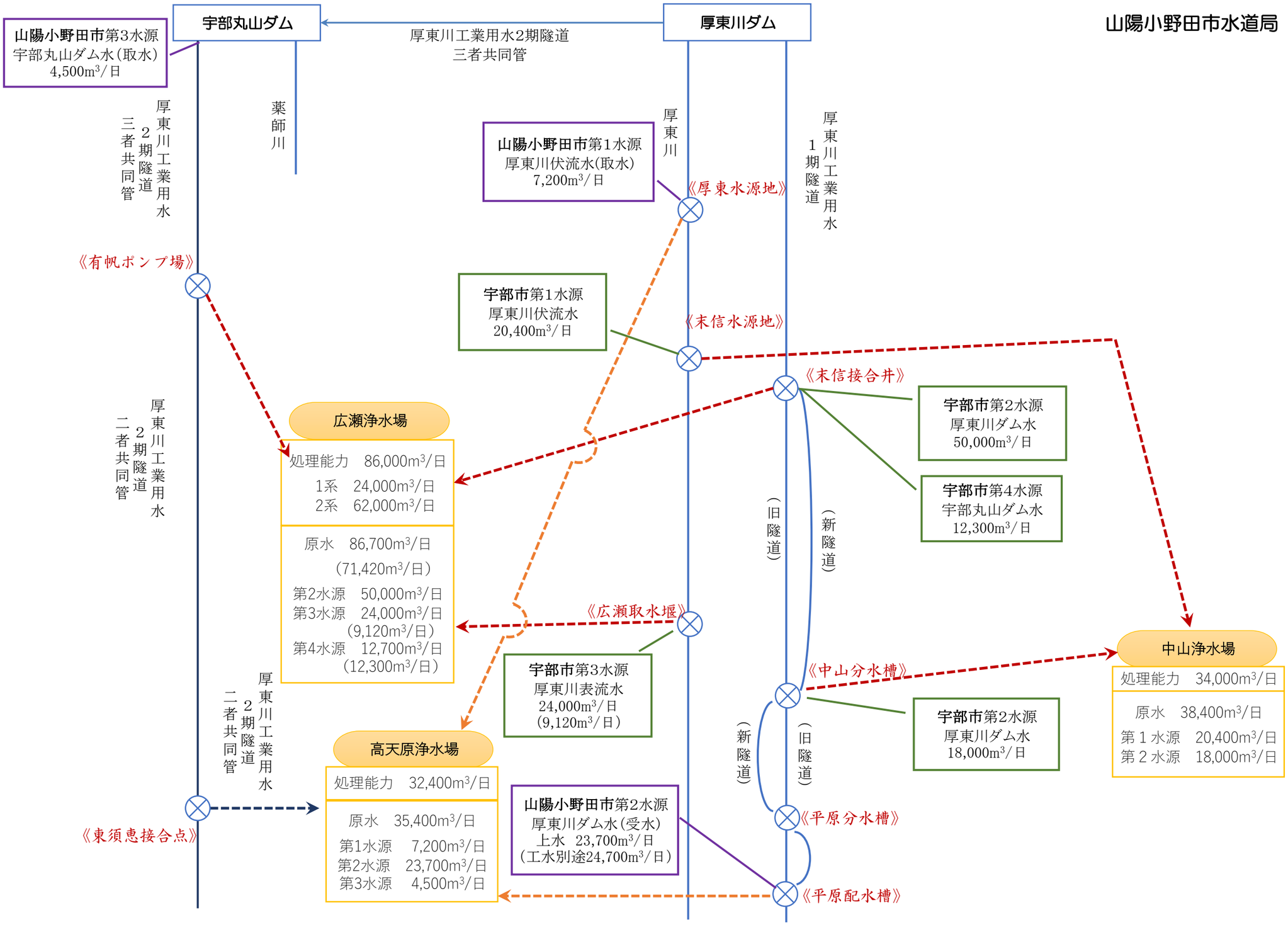

閉会中の継続調査事項について

委員会名	調査事項	調査期間
産業建設常任委員会	・商業及び工業に関すること。 ・企業立地に関すること。 ・労政に関すること。 ・公共交通に関すること。 ・農業、林業、畜産業及び水産業に関すること。 ・卸売市場に関すること。 ・小型自動車競走事業に関すること。 ・道路及び橋梁（りょう）に関すること。 ・河川及び港湾に関すること。 ・都市計画に関すること。 ・駐車場事業に関すること。 ・都市開発に関すること。 ・公園及び緑地に関すること。 ・下水道及び農業集落排水に関すること。 ・建築及び住宅に関すること。 ・水道事業に関すること。 ・新型コロナウイルス感染症に関すること （産業建設常任委員会所管部分に限る。）。	令和５年９月定例会前日まで継続して閉会中調査する。